

日常生活用具給付にかかる意見書（難病患者用）作成について

平成25年4月より難病患者等が障害者の範囲に含まれたことに伴い、難病患者で必要と認められた場合、日常生活用具の一部について給付対象になりました。医師による用具使用が必要な旨の記載が必要となりますので、疾病名、現在の症状、日常生活用具の種目記載をお願いいたします。対象になる用具の種目、程度、性能等は下記のとおりです。

種目	程度	性能等	耐用年数	限度額
便器 (手すり付き含む)	常時介護を要する	容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）	8年	4,450円 手すり付き 9,850円
特殊便器	上肢機能に障害	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの (住宅改修を伴うものを除く)	8年	151,200円
特殊マット	寝たきりの状態	じよくそう褥の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	50,000円
特殊寝台	寝たきりの状態	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊尿器	自力で排尿ができない	尿が自動的に吸引されるもので、本人又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態	本人の体位を変換するに当たって、本人又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、本人又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害	介護者が障害児又は障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの (天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)	4年	159,000円
歩行支援用具	下肢機能に障害	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 (住宅改修を伴うものを除く)	8年	60,000円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害	本人の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円
ネブライザー	呼吸器に障害	容易に使用し得るもの	5年	36,000円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難（単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害	容易に使用し得るもの	5年	56,400円
電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能に障害	容易に使用し得るもの	5年	72,540円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

○意見書の指定様式はありません。任意の様式で結構です。下記の事項については必ず記載をお願いいたします。

- 1 対象者氏名
- 2 対象者の生年月日
- 3 対象者の住所
- 4 疾病名（国指定の361疾患）
- 5 疾病の現在の症状
- 6 必要としている日常生活用具の名称

○難病患者に係る日常生活用具給付必要書類

- ・申請書
- ・見積書
- ・国指定361疾患に該当する旨の証明（特定疾患受給者証、医師診断書等のいずれか）
- ・日常生活用具給付に係る意見書（難病患者用）

○注意点

- ・耐用年数は決まっています。
- ・給付限度額は決まっています。
自己負担額は給付限度額内の原則1割負担です。（住民税非課税世帯及び生活保護世帯は負担なし）
※給付限度額以上は全て自己負担です。
- ・必要と認められた場合にのみ給付できますので、意見書に用具が必要な旨の記載が必要となります。